

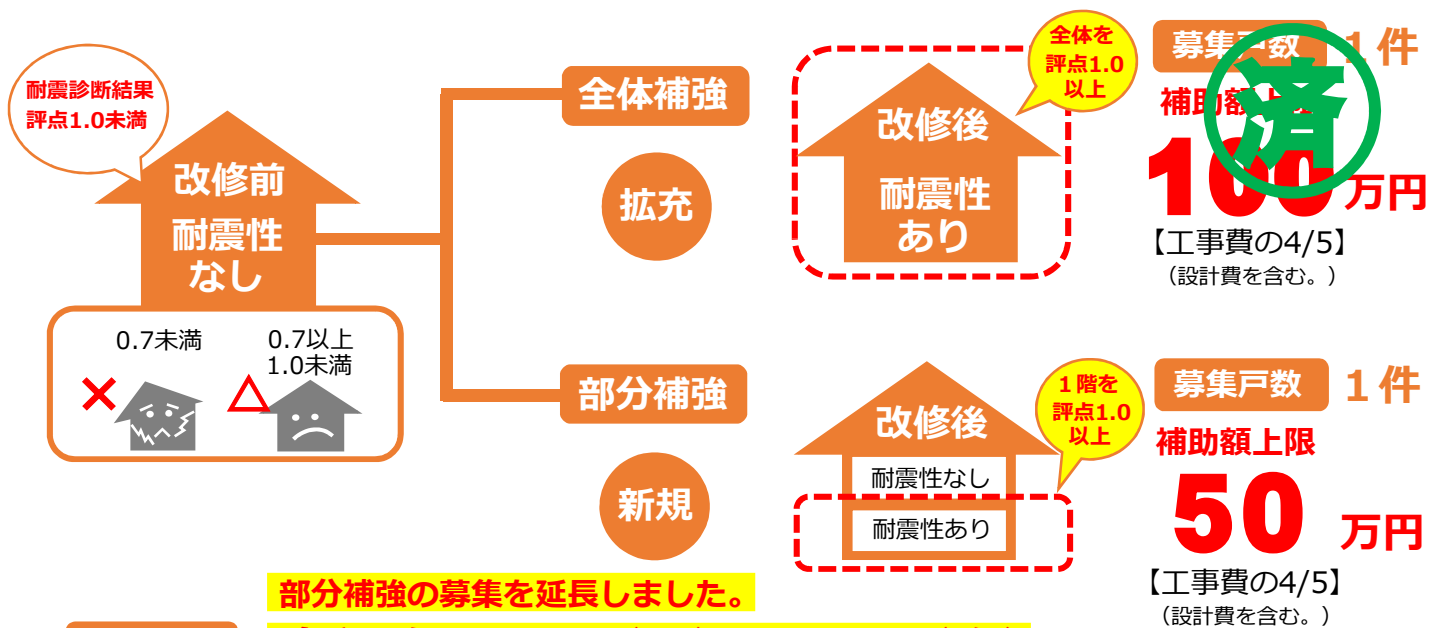
令和8年度

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業

耐震改修

耐震化支援がリニューアル！
補助額の拡充
補強メニュー追加

耐震診断の結果「倒壊する可能性がある・高い」と診断された木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を負担します。 ※耐震改修設計のみの補助は行っておりません。



部分補強の募集を延長しました。

申込期間

令和8年5月18日(月)～7月31日(金)

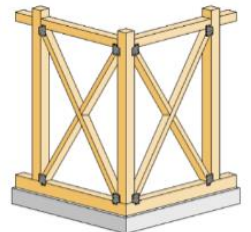
※申込多数時は、抽選となります。先着順ではありません。

対象者

- 対象住宅を所有（共有、購入予定者を含む。）する個人で、本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅に現に居住していること。（補助事業完了後、速やかに居住する予定であることを含む。）

対象住宅

- 秋田市内に存すること。
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅であること。
- 一般財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満**の対象住宅であること。
- 増築部分がある場合は、対象要件あり。
- 併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- 建築基準法に違反していないもの、又は耐震改修工事により当該違反が是正されるものであること。
- 他の補助金や過去に耐震関連の補助金の交付を受けていないこと など。



申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

問い合わせ先

秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当

秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 ☎018-888-5769

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしておりません。

耐震改修工事の流れ

① 事前申込書類提出



② 当選結果通知 ※ 1



③ 補助金交付申請



④ 交付決定通知 ※ 2



⑤ 設計・工事契約



⑥ 改修設計図書提出 ※ 3



⑦ 改修工事着工



⑧ 中間報告書提出



⑨ 中間確認実施



⑩ 完了実績報告書提出



⑪ 補助金額確定通知



⑫ 補助金交付請求



⑬ 補助金の交付

※1 申込み多数の場合、公開による抽選を実施し、当選結果を通知します。

※2 交付決定通知前に、契約および工事着手してしまうと、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

※3 既に耐震改修設計図書等を提出済の場合は不要となります。

事前申込書類

- 事前申込書(様式第1号)
- 対象住宅の付近見取図
- 対象住宅の着工時期および所有者が確認できる書類の写し
- 耐震診断の評価内容および耐震診断結果を確認できる書類の写し
- 対象住宅の所有者が共有であるときは、実施同意書(様式第2号)
- 希望者が木造住宅購入予定者であるときは、売買契約書の写し
- 市税の完納が確認できる書類の写し、又は市税納付に関する調査同意書(様式第3号)
- 委任状(様式第19号) ※本人以外が提出の場合
- その他建築指導課長が必要と認める書類

補助金交付申請書類

- 補助金交付申請書(様式第5号)
- A 補助対象経費に耐震改修設計を含むとき**
 - 耐震改修等に要する費用の見積書の写し
 - その他建築指導課長が必要と認める書類
- B 補助対象経費に耐震改修設計を含まないとき**
 - 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
 - 耐震改修工事の実施に必要な設計図書(耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図(壁仕様、金物・雑詳細図)等)
 - 改修後の耐震診断結果報告書の写し
 - その他建築指導課長が必要と認める書類

制度の詳細や申請書類について



▲ホームページ



▲申請書類DL

代理受領制度

申請者の初期費用の負担を軽減するため、補助金を施工者等に直接支払う代理受領制度をご利用できます。

【工事費が150万円、補助金が100万円の場合】

